

第24期第31回農業委員会総会

◇日 時

令和5年1月13日（金）午後2時00分

◇場 所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

7番 高垣委員 11番 宮崎委員 12番 清水委員

◇議事録署名委員

2番 鈴木 実 3番 小町 江津子

◇事務局

森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長

それでは、只今から、第31回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
2番 鈴木委員 3番 小町委員 を指名します。

議 長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について （1件）
議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （2件）
議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
（1件）
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） （2件）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） （2件）

議 長

それでは、議案第1号 番号1 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上記の議案を次の
とおり提出する 令和5年1月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英
治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積320㎡ 地
番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積832㎡ 面積合計1,152㎡ 被相続人 ■■
■■ ■■■■ 相続人 ■■■■ ■■■■ 相続開始年月日 令和4年5月
10日 被相続人との続柄 妻。

議 長

当該農地の耕作状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。案内図は2ページを参照してください。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和5年1月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班（木野委員、指田委員、篠委員）と私と事務局です。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■へ約210m進み右折し、突き当たりまで約230m進み左折し、■■■■■を約65m進み、■■■■■■■■■■■を西へ約97m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、東は、ブルーベリー40本。南は、ラッキョウ2畝、ニンニク2畝、クリ3本、ウメ2本、誘引用のモミジ2本とタイサンボク1本。西は、イチョウ2本。入り口すぐに、肥料とショベルカーと高圧洗浄機の入ったテント、休憩用テント、たい肥置き場3か所、伐採材、雑材等がありました。同居の親族は、耕作しています。農地として認められない部分は、肥料とショベルカーと高圧洗浄機が置いてあるテント、休憩用テント、堆肥置き場、伐採材と雑材が置いてある場所となります。こちらは全て撤去するように指摘しました。年間の作付け状況は、春は、ジャガイモ、ショウガ、ラッカセイ、下草刈り、ウメの収穫。夏は、ジャガイモ、ショウガ、ラッカセイ。秋は、ニンニク、ラッキョウ、樹木の収穫。冬は、ニンニク、ラッキョウ、樹木の剪定です。出荷先等は、■■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。 続きまして、事務局より補足説明願います。
農政係長	はい、事務局。 当日の指摘事項について、北側に丸太が多数あり、この農地の物とは思えなかったため処分をお願いしました。農地の中央あたり西よりに1畳ほどの簡易テントがあったため撤去をお願いしました。中央東よりに25㎡くらいのテント式物置があり、油圧ショベルや高圧洗浄機が入っていたため撤去をお願いしました。油圧ショベルに関しては、その農地のみで使うのであれば保管は可能だと伝えてあります。たい肥置き場は、面積が大きいため小さくするように伝えました。その農地で出た枝や葉っぱを集めたものをたい肥にし、その農地でのみ使う場合に堆肥置き場を農地内に置くことができます。その他全体的にごみが多いので片付けていただき、全面農地とするように指導しました。もしよろしければ、来月のパトロールでもう一度現地確認を行い、総会におはかりすることを伝えてあります。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、来月もう一度パトロールを行い、総会でおはかりする、ということでご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、来月もう一度パトロールを行い、総会でおはかりします。
議 長	次に、議案第2号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

て、上程いたします。

総会資料

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和5年1月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,550㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積116㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積231㎡ 面積合計1,897㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年11月30日から令和4年12月28日まで 備考平成4年12月16日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2 番委員

はい、説明いたします。

[illegible]

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長

次に、議案第２号 番号２ 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

總會資料

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和5年1月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部

	英治 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積703㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積224㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,018㎡ 面積合計1,945㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年12月28日から令和4年12月28日まで 備考 平成20年1月15日付相続税納税猶予適格者証明発行
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 13番 野島委員説明願います。
13番委員	はい、説明いたします。 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の長男とその配偶者です。調査年月日は、令和5年1月6日 立会いは、申請者の長男、会長、職代、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■の■■■■を■■■■へ約305m進み、■■■■■■■■■■を右折し、■■■■へ約130m進んだ正面及び左側の農地です。農地の状況ですが、イチゴ1畝と管理機用のビニールハウス1棟、オリーブ1本、柿1本、ブルーベリー20本、姫リンゴ6本、リンゴ12本、キウイ2棚、カボス2本、ネギ3作、ユズ3本、ビワ2本、イチジク1本、シャインマスカット6本、ブドウ1棚、ラフランス1本、サクラ1本、ツバキ1本、ハナミズキ1本、ツゲ1本、茶の木、トンネルシートで囲われた農耕機械置場にトラクターと管理機が各1台、簡易トイレ、たい肥置き場があり、その他は耕耘されていきました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、北西側に花壇があったため撤去を指示しました。年間の作付け状況は、春と夏は、トマト、キュウリ、ネギ、ジャガイモ、サツマイモ。秋と冬は、長ネギ、大根、カブ。年間を通して、リンゴ、キウイ、ブルーベリー、イチジク、ビワ、ブドウです。出荷状況は、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、北西側の、瓦・平板・塩ビ管で作られた花壇と、脱穀機の残骸、アルミサッシ建具、雑材等の撤去を指摘し、境界際にある実のならない樹木に関しては今後伐採伐根していくように伝えました。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第3号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。
総会資料	議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上記の議案を次のとおり提出する 令和5年1月13日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積841㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積567㎡ 面積合計1,408㎡

	申請者 ■■■■ ■■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■ 申出事由 令和4年8月27日 ■■■■ 死亡のため。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 5番 坂本委員説明願います。
5番委員	はい、説明いたします。 申請者名、土地の所在は総会資料6ページのとおりです。案内図は7ページを参照してください。調査年月日は、令和5年1月6日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■へ約350m進み、■■■■■■■■■■を左折し、約70m進んだ右側の農地が地番■■■■■、ここから■■■■■へ約30m進み、路地を■■■■■へ約15m進んだ左側の農地が地番■■■■■です。農地の状況ですが、両圃場とも体験農園として使われていました。現在はネギ、大根等が栽培されており、他も適切に管理されていました。地番■■■■■は、南東に電信柱が1本、南西に簡易トイレが設置されていました。地番■■■■■は、北東と南東に電信柱が1本ずつ設置されていました。農地と認められない部分は、ありません。指摘事項は、特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。
議 長	次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積297㎡ 届出人 ■■■■■■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■■ 転用目的 自用住宅及び駐車場
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 8番 篠委員説明願います。
8番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図は9ページのとおりです。調査年月日は、令和5年1月7日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■に■■■■■へ200m進み、■■■■■から更に96m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、3階建てのテナントビルが建っており、横は8台分の駐車場になっていました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、道路。北は、道路です。転用に関連する特記事項は、特

にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,853㎡ 届出人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 共同住宅

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図は10ページのとおりです。調査年月日は、令和5年1月11日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■へ進み、■■■■■■■■■■を左折し、約216m先の■■■■■■■■■■を左折し、約175m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、一面枯草に覆われた状態であり、北西の角に建築計画の看板が立てられていました。周囲の状況ですが、東は、アパートと住宅。南は、アパートと住宅。西は、茶畑。北は、道路です。転用に関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況公衆用道路 面積1.22㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況公衆用道路 面積1.10㎡ 面積合計2.32㎡ 譲受人 ■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■■■■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 公衆用道路

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。案内図と公図は総会資料12ページを参照してください。調査年月日は、令和5年1月12日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■へ進み、■■■■■■■■■■を左折し、約100m先の■■■■■■■■■■を左折し、約125m先の■■■■を右折し、約80m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、空き家状態の戸建てが1棟建っていました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、道路。西は、住宅。北は、住宅です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議事録署名者	
議 長	
委 員	
委 員	